

資料 2

規制改革事項の追加について

平成 27 年 10 月 20 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

- 現在、改訂成長戦略に記載した事項に加え、各特区の区域会議からの要望や募集した全国提案から、次期国会も見据え、特区ワーキンググループにおける協議により、規制改革事項の追加を議論中。
- 主な事項は、以下のとおり。(全国措置等により対応するものも含む。また、今後とも更なる追加があり得る。)

1、議論が概ねまとまりつつあるもの

- テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- 特区薬事戦略相談制度の創設による革新的医療機器の開発迅速化
- 「シニア・ハローワーク(仮称)」の設置による50歳以上の求職者への重点的な就労支援
- 農林漁業者のみに適用される民宿の特例(延床面積)の拡充
- 特別免許状付与の拡大等による外国人等の外部人材活用促進のためのデータベース整備
- 特区における小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化
- 農薬を従来と同じ濃度等でドローン等でも使用する際、申請時のデータ提出不要の明確化

2、議論が続いているもの

- 過疎地域等での自家用車ライドシェアの拡大
- 入国管理業務の民間委託の拡充
- クールジャパン外国人材(アニメ・料理・ファッション・デザイン等)の受入促進
- 保育所設置の際の「子ども1人でも保育士有資格者2人」義務緩和
- 工場立地の際の緑地・環境施設設置要件の緩和(EV用駐車場など)
- 「道の駅」の設置主体(地方公共団体等)の民間拡大 など